

議員提出議案第 1 号

川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 2 条及び川崎市議会会議規則第 1 3 条の規定により提出いたします。

令和 2 年 3 月 1 6 日

川崎市議会議長 山 崎 直 史 様

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 川崎市議会議員 | 宗 田 裕 之 |
|     | 〃       | 勝 又 光 江 |
|     | 〃       | 大 庭 裕 子 |
|     | 〃       | 石 川 建 二 |
|     | 〃       | 井 口 真 美 |
|     | 〃       | 渡 辺 学   |
|     | 〃       | 片 柳 進   |
|     | 〃       | 赤 石 博 子 |
|     | 〃       | 後 藤 真左美 |
|     | 〃       | 小 堀 祥 子 |
|     | 〃       | 市 古 次 郎 |

## 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例

川崎市小児医療費助成条例（平成7年川崎市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2項から第5項までを削り、第6項を第2項とし、第7項を第3項とする。

第4条を削る。

第5条中「乳幼児等に係る」及びただし書を削り、同条を第4条とする。

第6条第1項中「、次項の場合を除き」、「（小児（乳幼児等を除く。）については、入院に係るものに限る。）」、「。次項において同じ」及び「（次項において「控除後の額」という。）」を削り、同条第2項を削り、同条を第5条とする。

第7条第1項中「乳幼児等（その保護者が第4条第1項の規定に該当する場合を除く。以下この条及び第9条において同じ。）に係る」を削り、同条第3項を削り、同条を第6条とする。

第8条第1項及び第2項中「から第3項まで」を「又は第2項」に改め、同条を第7条とする。

第9条第1項中「乳幼児等に係る」を削り、「第5条」を「第4条」に改め、同条第2項中「乳幼児等に係る」を削り、同条を第8条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

## 提 案 理 由

通院医療費の助成対象となる年齢を引き上げ、助成の方法を変更し、並びに保護者の所得の制限及び一部負担金を廃止するため、この条例を制定するものである。

議員提出議案第 2 号

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 2 条及び川崎市議会会議規則第 1 3 条の規定により提出いたします。

令和 2 年 3 月 1 6 日

川崎市議会議長 山 崎 直 史 様

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 川崎市議会議員 | 宗 田 裕 之 |
|     | 〃       | 勝 又 光 江 |
|     | 〃       | 大 庭 裕 子 |
|     | 〃       | 石 川 建 二 |
|     | 〃       | 井 口 真 美 |
|     | 〃       | 渡 辺 学   |
|     | 〃       | 片 柳 進   |
|     | 〃       | 赤 石 博 子 |
|     | 〃       | 後 藤 真左美 |
|     | 〃       | 小 堀 祥 子 |
|     | 〃       | 市 古 次 郎 |

## 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

川崎市国民健康保険条例（昭和３３年川崎市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第１４条第４項中「一般被保険者」の次に「（１９歳未満の者を除く。第２０条第３項において同じ。）」を加える。

第１５条第３項中「退職被保険者等」の次に「（１９歳未満の者を除く。第２１条第３項において同じ。）」を加える。

第３０条第１項中「合算額」の次に「から１０，０００円（当該合算額が１０，０００円に満たない場合は、当該合算額）を控除した金額」を加える。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和２年４月１日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 改正後の条例の規定は、令和２年度分の保険料から適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

## 提 案 理 由

19歳未満の者に係る被保険者均等割額を賦課しないこと及び保険料の納付額から10,000円を控除することとするため、この条例を制定するものである。

議員提出議案第 3 号

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 2 条及び川崎市議会会議規則第 1 3 条の規定により提出いたします。

令和 2 年 3 月 1 6 日

川崎市議会議長 山 崎 直 史 様

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 川崎市議会議員 | 宗 田 裕 之 |
|     | 〃       | 勝 又 光 江 |
|     | 〃       | 大 庭 裕 子 |
|     | 〃       | 石 川 建 二 |
|     | 〃       | 井 口 真 美 |
|     | 〃       | 渡 辺 学   |
|     | 〃       | 片 柳 進   |
|     | 〃       | 赤 石 博 子 |
|     | 〃       | 後 藤 真左美 |
|     | 〃       | 小 堀 祥 子 |
|     | 〃       | 市 古 次 郎 |

## 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例

川崎市介護保険条例（平成１２年川崎市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項中「平成３０年度から令和２年度までの各年度」を「令和２年度」に改め、「当該各年度の」を削り、同項第１号及び第２号中「３４，９５０円」を「３３，２４４円」に改め、同項第３号中「４５，４３５円」を「４３，２１７円」に改め、同項第４号中「５２，４２５円」を「４９，８６６円」に改め、同項第５号中「６２，９１０円」を「５９，８３９円」に改め、同項第６号中「６９，９００円」を「６６，４８７円」に改め、同項第７号中「８０，３８５円」を「７６，４６０円」に改め、同項第８号中「８７，３７５円」を「８３，１０９円」に改め、同項第９号中「１０４，８５０円」を「９９，７３１円」に改め、同項第１０号中「１１１，８４０円」を「１０６，３８０円」に改め、同項第１１号中「１１８，８３０円」を「１１３，０２８円」に改め、同項第１２号中「１３２，８１０円」を「１２６，３２６円」に改め、同項第１３号中「１４６，７９０円」を「１３９，６２３円」に改め、同項第１４号中「１６０，７７０円」を「１５２，９２１円」に改め、同条第２項及び第３項中「令和元年度及び令和２年度の各年度」を「令和２年度」に改め、同条第４項を削り、同条第５項中「前各項」を「前３項」に改め、「当該各年度における」を削り、同項を同条第４項とする。

第１２条第２項中「当該各年度の」を削る。

### 附 則

#### （施行期日）

- １ この条例は、令和２年４月１日から施行する。

#### （経過措置）

- ２ 改正後の条例の規定は、令和２年度分の保険料から適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

## 提 案 理 由

令和２年度の保険料率を改めるため、この条例を制定するものである。